

令和8年度 警報等発令時の対応について【修正版】

宇和島市立宇和津小学校

1 警報等の対象地域

宇和島市に警報等が発令された場合

2 警報等の種類(暴風を伴う場合)

暴風を伴う警報・特別警報(暴風 暴風雪)

○ 午前7時の段階で、暴風を伴う警報・特別警報が発令されている場合

- (1) 自宅待機です。
- (2) 警報等発令を知らずに登校している児童を見掛けた場合は、自宅に帰るよう声掛けをお願いします。
- (3) 午前7時の段階で、暴風を伴う警報等が出ている場合は、自動的に給食は停止されます。

3 警報等の種類(暴風を伴わない場合)

レベル3以上とは…
レベル3:警報
レベル4:危険警報
レベル5:特別警報 のことです。

大雨・土砂災害(※レベル3以上) 大雪警報・特別警報

○ 午前7時の段階で、上記の警報等が発令されている場合

- (1) 原則自宅待機です。
- (2) 校区内で影響が少ないと判断した場合は、LINEスクールを送信し、登校の指示を出す場合があります。
- (3) 登校時には、教職員が登校指導にあたります。

4 午前9時30分の段階で警報等が解除されない場合

- (1) LINEスクールを通して、臨時休業日の連絡を入れます。
- (2) 児童が外出することのないよう、御家庭で十分御指導ください。

5 在校時に警報等が発令された場合

- (1) 学校長の判断により、学校で待機・下校・引き渡し等、適切な処置を取ります。
- (2) 待機・下校・引き渡し等の判断が決まり次第、LINEスクールを送信します。
- (3) 下校させる場合は、分団ごとに集団下校を行い、教職員が引率をします。

6 その他

- (1) 臨時休業日になった場合、学校から指示がない場合は、その日の時間割を翌日に持たせてください。
- (2) 学校からの連絡(LINEスクール)が児童に確実に伝わるようお願いいたします。
- (3) 警報等が発令されている際、学校への電話での問い合わせは、緊急使用で混雑することが予想されますので、御遠慮ください。